

明治大学障がい学生支援に関する規程

2018年11月28日制定

2018年度規程第26号

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下これらを「法」という。）並びに文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号。以下「対応指針」という。）に基づき、明治大学（大学院及び専門職大学院を含む。以下これらを「本大学」という。）において、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に教育研究その他の活動（以下「教育研究活動」という。）を営むことのできる環境を整備し、もって修学の機会均等が確保されるために基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、法及び対応指針の定めるところによる。

- (1) 学生 本大学の正規の学生、委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生及び研究生並びに本大学に入学を希望する者をいう。
- (2) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本大学における教育研究活動を営む上で障壁となるようなものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本大学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供に当たり場所・時間帯等を制限すること、障がいのない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。

(5) 合理的配慮 本大学における教育研究活動において、障がいのある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学校法人明治大学（以下「本学」という。）の役員及び教職員並びに本学が受け入れた研究者（以下これらを「教職員等」という。）に適用する。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員等は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を提供しなければならない。

(基本方針及び指針)

第6条 本大学は、障がいのある学生支援の基本方針を策定し、これを公表するとともに、障がいのある学生支援の推進を図るために教職員等が認識すべき事項、具体的対応、留意事項等について、指針（ガイドライン）を定め、教職員等に周知徹底することにより、障がいのある学生の支援に関する啓発を図るものとする。

(社会的障壁の除去)

第7条 教職員等のうち、役職者・管理職等、他の教職員等を監督する地位にある者は、日常の指導等により、障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について注意を促すとともに、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、この規程に基づき、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(相談窓口)

第8条 障がいのある学生からの相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 相談窓口に寄せられた相談内容は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて、関係する教職員等の間で共有を図り、対応の検討、以後の相談等に活用するものとする。

(障がい学生支援推進委員会)

第9条 本大学における障がいのある学生支援の推進に係る重要事項を審議するため、学長の下に障がい学生支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、障がいのある学生にかかわる次の事項について審議する。

- (1) 障がいのある学生支援計画の策定に関する事項
- (2) 障がいのある学生からの合理的配慮の申出に関する事項
- (3) 障がいのある学生支援に関する問題の防止又は解決を図るための措置等に関する事項
- (4) 障がいのある学生への指導助言等具体的な支援に関する事項
- (5) 関係部署・組織間の調整に関する事項
- (6) 教職員等に対する啓発に関する事項
- (7) 施設・設備の整備に関する事項
- (8) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第11条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長1名
- (2) 教務部長が指名する副教務部長1名
- (3) 学生部長が指名する副学生部長1名
- (4) 学生相談員長
- (5) 各学部長が推薦する教務主任各1名
- (6) 大学院長が推薦する大学院教務主任1名
- (7) 専門職大学院長が推薦する専門職大学院教務主任1名
- (8) 教務事務部長、入学センター事務部長及び学生支援部長

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、前条第1号の委員をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第13条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第14条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第15条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定める。

(事務)

第16条 委員会に関する事務は、教務事務部教務事務室が行い、学生支援部学生相談事務室がこれに協力するものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程を改廃するときは、委員会の議を経なければならない。

附 則 (2018年度規程第26号)

(施行期日)

1 この規程は、2018年(平成30年)11月29日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に任命される第11条第1号から第4号までの委員の任期については、第13条第1項本文の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

(通達第2590号)

附 則 (2019年度規程第5号)

この規程は、2019年6月12日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第2647号) (注 事務組織改善による事務管理職名称の変更に伴う改正)

附 則 (2019年度規程第19号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

(通達第2671号) (注 委員構成の変更に伴う改正)

附 則 (2023年度規程第1号)

この規程は、2023年5月18日から施行する。

(通達第2928号) (注 用語の整理及び委員構成の変更に伴う改正)

別表（第8条関係）

相談窓口

対象	相談窓口
本大学の正規の学生、委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生及び研究生	所属学部の事務室、所属大学院・専門職大学院各研究科の事務室、教務事務部教務事務室内に設置の障がい学生支援室、各キャンパスの学生相談室
本大学に入学を希望する者	入学センター事務部入学センター事務室、大学院・専門職大学院各研究科の事務室